

令和 5年 3月 20日
(令和5年8月17日一部変更)

道路掘削工事の舗装復旧の取り扱いについて

市道における道路法第32条（道路占用許可）等及び道路法第24条（道路工事施行承認）に基づく、道路掘削工事による舗装復旧は、次のとおり取り扱うこととする。

1. 復旧形態

- (1) 道路組成については、（別紙1）「川口市道路面復旧組成表」のとおりとすること。
- (2) 路盤の使用材料は、下層路盤にあつては再生切込碎石（RC-40）、上層路盤にあつては再生粒調碎石（RM-40）とすること。
- (3) 埋戻し時の一層あたりの仕上がり厚は、路床および下層路盤20cm以下、上層路盤15cm以下（振動ローラ使用時20cm以下）、アスファルト舗装は7cm以下とすること。
- (4) 道路占用許可に基づく、道路掘削工事による影響範囲は、（別紙2）「川口市道路占用工事復旧基準」のとおりとすること。なお、道路法第24条（道路工事施行承認）による、道路構造物敷設の際の影響範囲については、道路維持課管理係に確認すること。
- (5) 仮復旧・本復旧をした箇所には事業種別意匠を明示すること。工事延長が長い場合については、始点、中間（約50m毎）、終点にも記すこと。（白ペイントで直径15cmの外円とする）

電気通信	電気	上下水道事業		ガス
		上水道	下水道	
T	E	W	「下」 or 「D」	G

2. 復旧負担

道路管理者以外の道路掘削工事の舗装復旧は、自主復旧を原則とする。

3. 責任業務

川口市道路占用規則第25条の規定により、検査合格後の2年以内に、工事の施工の瑕疵により道路が損傷したときは、復旧の責任業務を負うものとする。

3. その他の注意事項

- (1) 他工事と競合している現場については、当事者間で協議をした上、一体で本復旧を行うこと。
- (2) 事前に付近市民への周知及び施工中にかかる騒音振動等の迷惑を最小限にするように配慮すること。
- (3) 工事に係る市民及び通行者からの苦情等は、一切占有者で対応すること。
- (4) 長期にわたる工事現場では、定期的にパトロールを行うなど現場管理に留意し、常に安全性の保持を工事前と同等に保つよう努めること。
- (5) 交通標識、道路標示、区画線等は、仮復旧・本復旧ともに必ず復元すること。
- (6) 基準点、境界石、鋳、プレート等の確認保存を行い必ず復元すること。
- (7) 舗装本復旧は振動等が起きないように現道と擦りつけ平坦性を保つこと。
- (8) アスファルト舗装の基層と表層は継目の位置をずらすこと。
- (9) 埋戻し後、ただちに仮復旧を行い仮復旧後1～2ヶ月で本復旧を行うこと。
- (10) 本復旧の舗装の厚さは、現況復旧を原則とすること。ただし、予定の組成厚より薄い場合は協議すること。

付 則

この取り扱いについては、令和 5年 7月 1日より適用する。